令和５年５月２日

児童館、キッズ･プラザ、学童クラブ、子育てひろばをご利用の皆様へ

中野区子ども教育部　育成活動推進課

令和５年５月８日以降の新型コロナウイルス感染症の対応について

令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類感染症に変更されることに伴い、児童館、キッズ･プラザ、学童クラブ、子育てひろばの運営について、これまでの制限等を解除します。

ただし、引き続き感染拡大を防ぐため、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策は継続してまいります。

また、感染状況や行事・活動内容により、引き続き対策をお願いする場合もありますので、皆様のご理解、ご協力を願いいたします。

なお、施設職員のマスクの着用につきましては国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した＊「令和５年３月１３日以降のマスク着用の考え方の見直し等について」に基づき対応いたします。

＊「令和５年３月１３日以降のマスク着用の考え方の見直し等について」

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。